

平成24年 第1回

南会津地方環境衛生組合議会
臨時会
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成24年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会

議 事 日 程

平成24年5月25日（金曜）午後1時30分開会

[日程第1号]

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

[日程第1号の追加1]

日程第 1 議員提出議案第1号
南会津地方環境衛生組合議会会議規則の制定について

日程第 2 議員提出議案第2号
専決事項の指定について

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定について

日程第 6 副議長の選挙について

日程第 7 報告第1号から議案第3号を一括上程
(管理者提案理由の説明)

日程第 8 報告第1号 南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選に
ついて

日程第 9 報告第2号 専決処分の報告について
専決第5号 南会津地方環境衛生組合の休日を守る条例ほか、3
1件の条例制定について

日程第 10 報告第3号 専決処分の報告について
専決第2号 福島県市町村総合事務組合への加入について
専決第3号 公平委員会事務の福島県への委託について
専決第4号 南会津地方環境衛生組合指定金融機関の指定について

日程第 11 報告第4号 専決処分の報告について
専決第1号 平成24年度南会津地方環境衛生組合一般会計暫定予
算

日程第 12 議案第1号 南会津地方環境衛生組合が設置する一般廃棄物処
理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手
続に関する条例の制定について

日程第 13 議案第2号 平成24年度南会津地方環境衛生組合一般会計予
算

日程第 14 議案第3号 監査委員の選任について

[日程第1号の追加2]

日程第 1 議案第4号 監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	五十嵐 司	議員	2番	猪股 謙喜	議員
3番	中野 大徳	議員	5番	室井 亜男	議員
6番	阿久津 梅夫	議員	7番	石橋 明日香	議員
8番	高野 精一	議員	9番	星 嘉明	議員
10番	星 登志一	議員	11番	佐藤 孔一	議員
12番	齋藤 邦夫	議員	13番	芳賀沼 順一	議員

欠席議員（1名）

4番 山内 政 議員

欠席議員（無し）

説明のための出席者

目黒 吉久	管理者	湯田 雄二	副管理者
大宅 宗吉	副管理者	杉原 一成	会計管理者
渡部 啓一	事務局 長	近藤 美智夫	事務局 次長
阿久津 正治	環境衛生課 長	阿部 妙子	総務係 長 財政係 長
書 記			
山内 泰生	財政係 副主査		

開会 午後1時30分

○渡部事務局長 皆さんこんにちは。大変ご苦労様でございます。事務局長の渡部でございます。

本臨時会は、統合後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時の職務を行うことになっております。

本議場に出席の議員中、星嘉明議員が最年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、星議員、議長席にお着き願います。



○星 嘉明議員 只今、紹介されました、星嘉明であります。

これより、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長として務めさせていただきます。

議事進行につきましては、南会津地方環境衛生組合議会会議規則等がまだ公布されておりませんが、この後議員提出議案として提案を予定しております規則案等に準じて進行いたします。議員各位は円滑に議事進行ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、統合後の初議会であります。

それでは、ここで、議会出席者の議員の方々、自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、去る5月11日付で南会津町選出議員に異動がありましたので、議員各位の自己紹介をいたしたいと思いますよろしいでしょうか。

〔「よろしいです。」と言う者あり〕

それでは、議員の方々、紹介をお願いいたします。

五十嵐 司 君

猪股 謙喜 君

中野 大徳 君
室井 亜男 君
阿久津 梅夫 君
石橋 明日香 君
高野 精一 君
星 登 志 一 君
齋藤 邦夫 君
佐藤 孔一 君
芳賀沼 順一 君

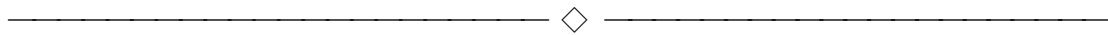
そして、最後に臨時議長の、星 嘉明でございます。よろしくお願ひします。

以上で、議員の自己紹介を終わりました。

続いて、事務局の自己紹介を管理者からお願いします。

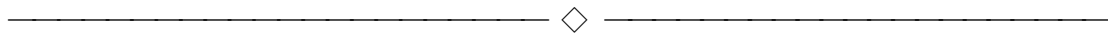
(事務局自己紹介)

ありがとうございました。



◎開会の宣告

○星 嘉明議長 それでは、ただいまから、平成24年第1回南会津地方環境衛組合議会臨時議会を開会いたします。

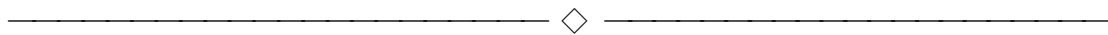


◎開議の宣告

○星 嘉明議長 ただいまの出席議員は12名であります。

山内 政君からの、欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○星 嘉明 議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。



◎仮議席の指定

○星 嘉明 議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は只今ご着席の議席を指定いたします。

ここで、管理者よりご挨拶の申し入れの旨がありますので許可いたします。



◎管理者挨拶

○目黒吉久 管理者 本日は南会津地方環境衛生組合の初議会でありますので、私、只見町長の目黒吉久でございますが、ご挨拶をさせていただきます。

後ほど、報告第1号でご報告させていただきますが、去る4月1日に開催いたしました、第1回目の管理者会におきまして、組合規約の規定による管理者、及び副管理者の互選について協議されました。

その結果、私が管理者として互選されました。

もとより、微力ではありますが、地域住民が健康で快適な生活が営めるよう生活環境の保全と向上を目指し、環境衛生行政の推進のため、取り組んでいく所存でございます。

環境衛生行政を取り巻く情勢はまことに厳しい状況ではありますが、これらの目的を達成のための第一弾として皆様もすでにご承知のとおり、田島下郷町衛生組合と、西部環境衛生組合を統合し、当組合を設立いたしました。

今後は南会津地方環境衛生組合をさらに強化し、南会津地方環境衛生組合の効率的、効果的な運営を目指した広域化を図っていきたい所存ですので、議員の皆様方には今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう

お願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。



◎議長の選挙

○星 嘉明議長 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

それでは、組合議長、副議長に関して、申し合わせがありますので、ここで一旦休憩し、説明したいと思います。

暫時休憩いたします。

(議長選挙について協議)

○星 嘉明議長 それでは、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○星 嘉明議長 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○星 嘉明議長 異議なしと認めます。

したがって議長において、指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

南会津地方環境衛生組合議会議長には、芳賀沼順一君を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました、芳賀沼順一君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○星 嘉明 議長 異議なしと認めます。

したがって、只今指名いたしました、芳賀沼順一君が議長に当選されました。

只今、当選されました芳賀沼順一君が、議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

発言を許します。芳賀沼順一君。

(議長当選承諾及び挨拶)

○星 嘉明 議長 以上で、臨時議長の職務を終わらせていただきます。これまでのご協力誠にありがとうございました。

ご協力ありがとうございました。

それではここで、新議長と、議席を交代いたします。

(議長交代)



◎ 議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 それでは、議事を進めます。このあとの議事日程は、お手元に配布の第1号の追加1のとおりであります。

それでは早速議事を進行してまいります。

日程第1、議案提出第1号、南会津地方環境衛生組合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

職員をして朗読をいたさせます。

○渡部 事務局長 はい、議長。

議員提出議案第1号 平成24年5月25日 南会津地方環境衛生組合議会議長芳賀沼順一様。

提出者、南会津地方環境衛生組合議会議員 室井 丑男。

賛成者、南会津地方環境衛生組合議会議員 星嘉明。

南会津地方環境衛生組合議会会議規則の制定について。

上記の案件を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1

12号の規定により、提出します。

○芳賀沼順一議長 提出者より、提案理由の説明を求めます。

5番、室井亜男君。

○室井亜男議員 提案理由について、説明をいたします。

平成24年4月1日、統合により南会津地方環境衛生組合が誕生したことから、南会津地方環境衛生組合議会における、議会運営の公正と、効率性を確保するため、地方自治法第120条の規定に基づき、議会の運営に関する手続き及び議会内部の規律を定めた、南会津地方環境衛生組合議会会議規則を制定するものであります。よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と言う者あり〕

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、議員提出議案第1号、南会津地方環境衛生組合議会会議規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

よって、本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。



◎ 議員提出議案第2号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第2、議員提出議案第2号、専決事項の指定についてを議

題といたします。

職員をして朗読いたさせます。

局長。

○渡部事務局長 はい、議長。

議員提出議案第2号 平成24年5月25日 南会津地方環境衛生組合議会
議長芳賀沼順一様。

提出者、南会津地方環境衛生組合議会議員 室井亜男。

賛成者、南会津地方環境衛生組合議会議員 星嘉明。

専決事項の指定について。

上記の案件を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
112条、及び、南会津地方環境衛生組合議会規則第12条の規定に
より提出します。

○芳賀沼順一議長 提出者より、提案理由の説明を求めます。

5番、室井亜男君。

○室井亜男議員 私から、議員提出議案第2号の提案理由について、説明をいたします。

議会の権限に属する軽易な事項で、管理者において専決処分ができる事項
を指定するものであります。

したがって、議会の権限を自ら制限するものではありませんが、賠償者へ
の迅速な対応や軽易な事業契約変更などの事務事業の効率化を図るもので
あります。

よろしくお願いを申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、討論を行います。

討論はありませんか

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、議員提出議案第2号の専決事項の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎議席の指定

○芳賀沼順一議長 次に、日程第3、議席の指定を行います。

なお先例により、議長の議席は13番、副議長の議席は12番ということでありますので、議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、

五十嵐 司 君を議席番号1番、

猪股 謙喜 君を議席番号2番、

中野 大徳 君を議席番号3番、

山内 政 君を議席番号4番、

室井 亜男 君を議席番号5番、

阿久津 梅夫 君を議席番号6番、

石橋 明日香 君を議席番号7番、

高野 精一 君を議席番号8番、

星 嘉明 君を議席番号9番、

星 登志一 君を議席番号10番、

齋藤 邦夫 君を議席番号11番、

佐藤 孔一 君を議席番号12番、

芳賀沼 順一 を議席番号13番に指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、

1番 五十嵐 司 君、及び

2番 猪股 謙喜 君を指名いたします。

◇

◎会期の指名

○芳賀沼順一議長 日程第5、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日限りの1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○芳賀沼順一議長 日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推

薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

○芳賀沼順一議長 したがって、選挙の方法は、指名、推薦にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法についてはそれでは、議長において指名することにしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は議長による指名によることに決定いたしました。

○芳賀沼順一議長 それでは、指名をいたします。

南会津地方環境衛生組合議会 副議長には齋藤邦夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました齋藤邦夫君を副議長の当選人と定め
ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

○芳賀沼順一議長 したがって、只今指名いたしました、齋藤邦夫君が副議長に当選されま
した。

只今当選されました、齋藤邦夫君が議場におられますので、本席から、
会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

ではここで、副議長の発言を許します。

齋藤 邦夫君。

○齋藤邦夫議員 只今、副議長に就任をいたしました、齋藤 邦夫でございます。

先ほど、芳賀沼議長が就任のご挨拶に申されたとおり、環境衛生組合の
事業の円滑な遂行のため、副議長を勤めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ここで、議席の交代を求めます。

齋藤 邦夫君を12番

佐藤 孔一君を11番

をお願いいたします。



◎報告第1号から議案第3号までを一括上程、説明

○芳賀沼順一議長 日程第7、報告第1号から議案第3号までを一括上程いたします。

それでは、管理者より提案理由の説明を求めます。

○目黒吉久管理者 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○目黒吉久管理者 本日、平成24年第1回、南会津地方環境衛生組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに何かとご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の臨時議会は、南会津地方環境衛生組合設立後の初議会でございます。

更に、議員の皆様におかれましては、まず、去る3月25日に執行されました、下郷町及び只見町議会議員の任期満了に伴う選挙で、見事ご当選されました議員の皆様、また当組合議会議員となられた方々におかれましては、本当におめでとうございました。

更には、南会津町議会から選出されました議員の皆様方におかれましても、今後とも本組合運営のためにご助言、ご協力をお願い申し上げます。

また今回、選出されました方々には、後日あらためまして、当組合及び各施設の概要説明会を開催し、それぞれの施設の現況を研修していただき、ご理解を深めていただきたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案等につきまして、概要をご説明申し上げます。

まず、報告第1号南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、組合同約第9条第2項の規定により、去る4月1日に開催いたしました、第1回管理者会に起きましてそれぞれ互選されましたので、ご報告するものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、当組合の設置に伴い、4月1日より適用させなければならない条例等について、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法の規定により専決処分をしたので、報告するものであります。

次に、報告第3号の専決処分の報告についてであります。本件の専決第2号につきましては、職員に対する退職手当の支給事務及び議会議員その他

非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事務を共同処理するため、福島県市町村総合事務組合に加入するものであります。

次の専決第3号は、職員の苦情等を処理する公平委員会の事務を福島県に委託するものであります。

専決第4号は、当組合の指定金融機関を株式会社東邦銀行に指定するものであります。

これらいずれも、4月1日からの事務処理に必要な事項のため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたので、報告するものであります。

次に、報告第4号の専決処分の報告につきましても、4月1日からの組合運営に関し、執行しなければならない事務事業がございますので、4月1日から6月末までの暫定予算を設定いたしましたので、その専決処分の報告でございます。

本件は、歳入歳出それぞれ433,058,000円とするものであります。

それでは歳入についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金は、408,821,000円であります。

次に、使用料及び手数料は、22,502,000円であります。

この主な内容は、斎場の使用料、し尿処理手数料、ごみ処理手数料でございます。

次に諸収入につきましては、有価物の売払い料等を合わせまして、1,735,000円でございます。

続いて、歳出について概要を、ご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、本日の初議会のための消耗品費といたしまして、10,000円を計上させていただきました。

次に総務費は、33,560,000円で、その主な内容といたしましては、4月から6月までの人件費でございます。

次に、衛生費は火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設の人件費及び管理運営費として、395,488,000円あります。

ただし、これら総務費及び衛生費ともに、4月から1年分の契約関係の負

担行為があることから、それらの予算は1年分を計上させていただきました。

次に、予備費は4,000,000円を計上させていただきました。

なお、本暫定予算は、この後説明をさせていただきます、平成24年度の全体予算の抜粋で、4月から6月までの組合運営費でございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第1号南会津地方環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理施設等を整備する際、周辺地域の生活環境影響調査を実施することとなっておりますが、それらの結果の縦覧の場所・期間等に関する事項を規定する条例を制定するものであります。

次に、議案第2号平成24年度、南会津地方環境衛生組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、先ほどご説明いたしました、暫定予算の基となった予算で、本来であれば、新年度開始前に当初予算として、ご協議をいただきご決定していただくべきところではありますが、本組合の設立前に新組合議会の開催はできませんので、先ほどご説明申し上げました、暫定予算を専決し現在運営しております。

予算の内容につきましては、事前に統合準備委員会から3町の議会へ説明はされておりましたが、本日、提出をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、平成24年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ、950,011,000円であります。

まず、歳入につきましては、分担金及び負担金は、846,190,000円であります。

これは、組合同規約の規定によりまして、議会・総務に関する経費につきましては、人口割100パーセント、ごみ・し尿・火葬に関する経費につきましては、利用割100パーセントで算出してあります。

次に、使用料及び手数料は、96,142,000円で、その主な内容は、斎場使用料で20,521,000円、収集運搬許可手数料で84,000

円、し尿処理関係で処理手数料、汲取手数料、浄化槽清掃維持管理手数料を合わせまして、49,028,000円、ごみ処理手数料で26,508,000円であります。

次に、国庫支出金につきましては、3,343,000円で、これは福島原発事故による、廃棄物焼却施設から排出される焼却灰からの、放射性物質濃度が、基準値以上の物は、最終処分場への埋め立てはできないことから、その濃度を定期的に測定するための経費を、補助金として計上させていただきました。

次に、諸収入につきましては、歳計現金運用利子を42,000円と見込み、雑入は有価物の売払い料等を合わせまして、4,294,000円でございます。

したがって、歳入合計は、950,011,000円であります。

つづきまして、歳出についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、597,000円であります。

次に、総務費は、77,384,000円で、その主なものは人件費で、66,721,000円あります。

次に、衛生費は火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設の人件費及び施設管理運営費で、862,030,000円あります。

その主な内容としましては、保健衛生費の人件費で、22,616,000円、環境行政費で4,659,000円、斎場費で23,467,000円、保健衛生費合計で、50,742,000円あります。

次に、清掃費の人件費で、206,982,000円、し尿処理費で180,575,000円、ごみ処理費で423,731,000円あります。

それぞれ、各施設ごとに要する人件費と、管理運営費でありますので、よろしく願いいたします。

次に、予備費は10,000,000円を計上いたしました。

したがって、歳出合計は950,011,000円あります。

なお、本予算は、厳しい3町の財政状況を踏まえ、3町担当者及び統合準備委員会、更には3町議会の皆様方のご協力によりまして、提出することが出来ましたので、予算執行にあたりましては、今までの実績を検証し、財政

運営の効率化と節約節減に努め、限られた予算の中で、効率的かつ合理的な予算執行を行い、事業の推進を図ってまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第3号監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、新たな組合設立ということで、組合規約第12条の規定による、監査委員2名のうち、1名は識見を有する者の監査委員を選任しなければならないことから、その選任について議会の同意を求めるものであります。

本日もご提案申し上げますのは、識見を有する監査委員につきまして、現在、南会津町の監査委員で、更に、統合前の田島下郷町衛生組合の監査委員にも就任していただいております、南会津町にお住いの木下光廣氏を当組合の監査委員として、選任したいため、本議会の同意を求めるものであります。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等の概要をご説明申しあげましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。



◎ 議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、報告第1号南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選についてを議題といたします。

只今、管理者より提案理由がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

○芳賀沼順一議長 したがって、報告第1号は原案のとおり可決されました。



◎ 議員提出議案第2号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、報告第2号 専決処分報告について、専決第5号南会津地方環境衛生組合の休日を定める条例ほか、31件の条例制定についてを議題といたします。

○芳賀沼順一議長 先程管理者より提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、報告第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は原案のとおり可決されました。



◎ 議員提出議案第3号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、報告第3号 専決処分の報告について 専決第2号 福島県市町村総合事務組合への加入について、専決第3号公平委員会事務の福島県への委託について、専決第4号 南会津地方環境衛生組合指定金融機関の指定についてを議題といたします。

○芳賀沼順一議長 先程管理者より提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

○室井亜男議員 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○室井亜男議員 公平委員会とはどういうものか、わからない人もいると思うが。

それと、金融機関の指定とは、東邦銀行1社だけでは不公平ではないか。大東銀行もあるし、農協もあるし、そういうことも考えると、2社にできないものか。

○芳賀沼順一議長 只今の質問について、お答えいただきたい。局長。

○渡部事務局長 はい、議長。只今の5番議員さんからのご質問についてですが、第1点目の、公平委員会事務の福島県への委託についてですが、公平委員会の事務とは何をするのかといいますと、まず、公平委員会は市町村の段階で組織を設立して内容をすすめるということになっておりますが、その事務ができない場合は、他団体に委託ができるということになっていることから、福島県に委託しているものであります。

その主な内容であります。まず1点目が、職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する処置の要領を調査、判定し必要な処置をとるということが第1点でございます。

2点目に、職員に対する不利益な処分に対する不服申し立て、こちらを受ける事務、3点目が、今までの2点を除く、職員の苦情等を処理するものでございます。

そのほか4番目について、法律に基づいた権限について、事務を執るという内容になっております。

続きまして、先決第4号の指定金融機関についてですが、取り扱っている

金融機関を指定金融機関にできないかという内容についてですが、指定金融機関につきましては1 取り扱い団体につき、1 銀行を設けて、あとは、

取り扱い銀行という形でそのほかを取り扱うということになっておりますので、1 銀行を指定するというごさいます。

よろしくお願いたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。室井さん。

○室井亜男議員 はい。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、報告第3号の採決をいたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は原案のとおり可決されました。



◎ 議員提出議案第4号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、報告第4号専決処分の報告について、専決第1号、平成24年度、南会津地方環境衛生組合一般会計暫定予算についてを、議題といたします。

先程管理者より提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これですべて質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

○芳賀沼順一議長 したがって、報告第4号は原案のとおり可決されました。



◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第1号、南会津地方環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

○芳賀沼順一議長 先程、管理者より提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○室井亜男議員 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○室井亜男議員 提案理由について、もう一度事務局から説明をしていただきたい。

○芳賀沼順一議長 局長、なるべく簡単明瞭に説明してください。

○渡部事務局長 はい、議長。先ほど、管理者から説明がありましたので、私から簡単に説明をさせていただきます。

一般廃棄物処理施設等の建設をする場合に、周辺地域の生活環境を調査するという法律になっております。

この調査を実施した場合に閲覧等、縦覧することが決まりとなっておりまして、そちらの方法と縦覧の場所、期間等を決める内容の条例を制定して一般公表するといった内容でございます。

以上です。

○室井 亜男 議員 議長。

○芳賀 沼順一 議長 5番、室井 亜男 君。

○室井 亜男 議員 そうすると、今まで旧田島下郷町衛生組合または西部環境センターで行っていたものをそのまま引き継ぐという形ではよろしいのかな。

新たに行うから条例を制定するという事はないのかな。

○芳賀 沼順一 議長 局長。

○渡部 事務局長 只今の議員さんのおっしゃるとおりでございます。以前も廃棄物処理施設を扱っていた組合でございます。現在も同じ施設を扱う組合でございますので、関係法令など、同じ法令を使っておりますので同じ取り扱いとなります。

以上です。

○室井 亜男 議員 了解しました。

○芳賀 沼順一 議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀 沼順一 議長 これで質疑を終わります。

○芳賀 沼順一 議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀 沼順一 議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀 沼順一 議長 これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

○芳賀沼順一議長 したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、議案第2号、平成24年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。

先程、管理者より提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○高野精一議員 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 8番、高野精一君。

○高野精一議員 1点、説明をしていただきたいところがありまして、18ページの中における節の22の項目における補償という項目で、鶉巣区に対する10,000円というものなのですが、これはどういう性質のものなのか、説明を頂きたい。

○近藤事務局次長 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 はい、事務局。

○近藤事務局次長 これは、西部環境衛生組合の頃からの地元の鶉巣区に対しての迷惑料として10,000円を出しているものでございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○高野精一議員 はい。

○芳賀沼順一議長 ほかに、質疑はありませんか。

○星登志一議員 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 10番、星登志一君。

○星登志一議員 私は、これからのこの組合の一番の大事なことは、各施設の整備計画であることだと考えます。

この予算書を見る限り、それが出てきていない気がするが、新組合としての設備計画案を今後どのようにしていくのか、また、この中で前回私が

聞いたときには、一般廃棄物事業債というものを使っていくということで、まだその中身は決まっていないということだったが、国の指定を受けると、過疎債だとか、合併特例債だとか、今まで使えなかったような町の負担分についても使用できる流れに変わってくるのがあったりと、事業債について有効に使い一般財源を如何に少なく使うかが我々の役目だと思うが、その点について、具体的に聞きたい。

○芳賀沼順一議長 事務局長。

○渡部事務局長 ただいまの10番議員さんによります、今後の計画についてということですが、以前にも、準備委員会のほうで説明を頂いて、まだ特定できていないということですが、確かそのときの事務局の説明が、新組合になってからその中で、協議をしていくという内容の説明だったと思うのですが、先ほど管理者から説明があったとおり、今回予算審議いただいた議員の皆様方とともに、当組合の条例の中にも施設整備運営委員会というものをご設けてございますので、こちらのほうにおいて議員皆様方のご参加を頂く委員会でございます。

その中で内容をつめて行き、さらには検討委員会で作成しております計画がございますので、そちらに沿った内容で今後検討していきたいと考えております。

では、いつ頃の時期だということになりますと、現在我々のほうでつかんでいる内容ですと、国のほうも現用施設をなるべく長持ちさせるというような補助を対象にするようでございますので、現用施設の内容を精査いたしまして、使えるものはなるべく長く使うようにして、だめになったものから新しく施設換えしていきたいと考えておりますが、今現在やらなければいけない内容といたしましては、最終処分場の建設を第一に考えなければいけない内容になっておりますので今後、検討委員会、施設整備運営委員会で議員の皆様方と一緒に協議して行きたいと考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

○星登志一議員 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 10番、星登志一君。

○星登志一議員 今まで、国は新規事業にしか起業債を認めないということだったが、40

年、50年たった事業もあるので補修費もそろそろ認めようかという雰囲気になっていることは確かだと思う。

この予算書を見ると全体的に、300,000,000円ちょっとは補修費で超えてしまっているが、我々議員が考えるのは、各施設の耐用年数があとどれくらいなのか、あるいは、新規に作った場合にはどれくらいもつのか、また、全体でどれくらいかかっているのか我々議員も勉強をしていなければならない。そして、南会津町の議員は来年の4月に編成替えがありますので、そのときにメンバーも変わる可能性がある。この委員会は後2年間は変わらないと思うが、それまでに我々議員は調べて勉強しておかなくてはならない。

○目黒吉久管理者 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○目黒吉久管理者 今回の星議員の質問でございますが、我々の考え方は、先ほど事務局長からの答弁のとおりでございます。

今回の合併を通して議員の方々からご賛助いただきましたがこれらを継続してなおいっそう、今後とも長期間の検討課題になろうかと思えます。

今、有利な制度、資金であったり、過疎債の適用であったりといろいろな課題があると思えますけれども、今後の施設整備等、今抱えている課題等につきましては整理をしながら検討していきたいと思えます。

全般、統合組合に関しまして、議論いただきましたのは、最終処分場及び、現用施設も統合するにあたってメリットがあるのか、デメリットがどうなのか、どれだけ経済効果的に、効果ある財政上なメリットを生み出せるのかという判断材料として必要だというご意見がある中で、最終処分場の規模等も含めて、期間をおいて全体的には組合統合として一体化して、統合が実現したわけであります。

改めて、今日初めての議会であります。

今、ご指摘がありました課題について、十分に検討していきたいという段階でございますのでどうか、ご理解を頂きたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 10番、星登志一議員。

○星登志一議員 はい、議長。私は、たまたま、旧館岩、伊南、南郷、田島が合併し、南会津町になるときの合併委員会をやっておりました。

そのときの調べたのですが、過疎債については、県の許可が下りやすい。

この過疎債は、この組合に適していると思う。

普通の事業債ではなく、過疎債をうまく利用して一般財源を少なくできる
よう3町長で話し合っけて県に陳情をしに言っていただきたい。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○目黒吉久管理者 おっしゃるとおりだと思います。

いずれにしても、今後の課題は、大きな財源を必要とするものでありますので、現用施設をできる限り利用するということと、大きなことに対しては、財源対策も含めて、国、県にも、言うべきことは言って、メリットのある対策を取っていき、取り組んで行きたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○星登志一議員 はい。

○芳賀沼順一議長 ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第14 議案第3号 監査委員の選任についての件を、議題といたします。

○芳賀沼順一議長 本件は、先程管理者より提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり同意することの決定いたしました。



○芳賀沼順一議長 お諮りいたします。

○芳賀沼順一議長 監査委員の選任についてを日程に追加し、日程第1号の追加2とし、議題に加えたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

○芳賀沼順一議長 したがって、監査委員の選任についてを日程に追加し、日程第一号の追加

2として議題にすることに決定しました。

追加日程及び議案を配布いたしますので、少しお待ちください。



◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第1 議案第四号 監査委員の選任についてを議題といたします。

○芳賀沼順一議長 職員に議案を朗読させます。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 はい、議長。

議案第4号、監査委員の選任について。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、下郷町大字中妻字辻道729番地

氏名、室井亜男

生年月日、昭和18年12月7日

平成24年5月25日提出

南会津地方環境衛生組合管理者 目黒 吉久

○芳賀沼順一議長 管理者より提案理由の説明を求めます。

○目黒吉久管理者 それでは議案第4号監査委員の選任について、ご説明申し上げます本案は、新たな組合設立ということで、組合格約第12条の規定による、組合監査委員2名のうち、1名は組合議員のうちから監査委員を選任しなければならないことから、その選任について議会の同意を求めるものであります。

本日はご提案申し上げますのは、組合議会議員のうちから、下郷町選議員の室井亜男氏を当組合の監査委員として、選任したいため、本議会の同意を求めるものであります。

以上、追加議案の概要をご説明申しあげましたが、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 日程第1 議案第4号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、関係議員の室井亜男君の退席を求めます。

○芳賀沼順一議長 本件は、只今管理者より提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 したがって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。室井亜男君の着席を求めます。

それでは、只今選出されました、監査委員の室井亜男君より、一言、挨拶をお願いいたします。

○室井亜男議員 短い期間だと思いますが、まじめに取り組んでいきたいと思えます。

よろしくをお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ありがとうございます。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 これ、本日の日程は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成24年 第1回 南会津地方環境衛生組合議会
臨時会を閉会いたします。

慎重審議、誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員